訪問介護型サービス 算定構造

令和7年4月施行版

基本部分		注 高齢者虐待防 止措置未実施 減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にう場合 (※)		C 中山間地域等 における小規 模事業所加算	に居住する者
A 訪問介護型 サービス費(I)	週1回程度の訪問介護型サービスが必要と された者 (1月につき 1,176単位、1日につき 39単位)			事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上に サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用 者50人以上にサービスを			
A 訪問介護型 サービス費(Ⅱ)	週2回程度の訪問介護型サービスが必要と された者 (1月につき 2,349単位、1日につき 77単位)	-1/100	-1/100	行う場合 ×857/100 正当な理由な〈事業所と同一の建物に居住する利用 者の割合が100分の90以上 地の利用を引き、利用のは「地域」 がの利用を30以上に、サービスを行う場合を除く)	+15/100	+10/100	+5/100
A 訪問介護型 サービス費(Ⅲ)	週2回を超える程度の訪問介護型サービスが 必要とされた者 (1月につき 3,727単位、1日につき 123単位)						
E 初回加算	(1月につき +200単位)						
F 生活機能向上 連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +200単位)						
G 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度)						
H 介護職員処遇 改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位数 × 245/1000) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位数 × 224/1000) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位数 × 182/1000) (4)介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき + 所定単位数 × 145/1000)	注 所定単位は、AからG(BCD以 外)までにより算定した単位数 の合計					
	: 支給限度額管理の対象の算定項目 : 支給限度額管 (※) 事業所と同一建物の利用者が 理の対象外の算 者20人以上にサービスを行う 度額の算定の際、当該減算前	場合」を適用する	場合は、支給限				

生活支援訪問型サービス 算定構造

	基本部分	注 高齢者虐待防 止措置未実施 減算	注 業務継続計画 未実施減算	B. 1特別地域加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	に居住する者				
A 生活支援訪問型 サービス費 (生活援助のみ)	週1回程度の訪問介護型サービスが必要と された者 (1月につき 943単位)	-1/100	-1/100		+10/100		i			
	週2回程度の訪問介護型サービスが必要と された者 (1月につき 1,884単位)			+ 15/100		+5/100	i			
	1月に身体介護が伴うサービスと生活援助のみのサービスが必要とされた場合 等 (1回につき 236単位)※月8回上限						ļ			
A 生活支援訪問型 サービス費 (身体介護が伴う)	週1回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 1,060単位)									
	週2回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 2,116単位)									
	週3回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 3,175単位)									
	1月に身体介護が伴うサービスと生活援助のみの サービスが必要とされた場合 等 (1回につき 265単位)※月12回上限									
E 初回加算	(1月につき +200単位)									
F 生活機能向上 連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
G 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度)									
H 介護職員処遇 改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数 × 245/1000) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数 × 224/1000) (3)介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数 × 182/1000) (4)介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数 × 145/1000)	注 所定単位は、A 外)までにより第 の合計								
I 事業所等連携加算	(+ 100単位)									
J 軽度化加算 K 自立化加算	(+ 300単位)		なし(給付率100% なし(給付率100%							
	- 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二									